

## 日本獣医師会における東日本大震災への取り組み

このたびの東日本大震災で被災された地方獣医師会及び地方獣医師会会員各位をはじめ、被災地の皆様に改めてお見舞い申し上げるとともに、1日も早い復旧・復興をお祈り申し上げます。

本会における東日本大震災の対応については、3月14日にいち早く「東北関東大震災対策対応窓口」を設置し、以降、被災地域の獣医師会等と連絡を密にしながら取り組みを実施しているところであるが、これまでの被災地支援、被災動物救護等の取り組み状況（平成23年9月15日現在）等について、次のとおり報告する。

なお、国（環境省）、緊急災害時動物救援本部及び各地方獣医師会における動物救護等の具体的な取り組みについては、次号以降紹介する予定である。

### 1 社団法人 日本獣医師会「東北関東大震災動物救護活動等支援義援金」の設置

3月18日、支援義援金について募集を開始（本誌第64巻第5号328頁参照）。地方獣医師会（会員獣医師）をはじめ動物関連業界団体・企業、大学等の関係機関、さらに動物の飼育者、一般市民の方々からの幅広い支援を得（8月末日で876件 金131,436,332円（表1））、理事会で支援義援金の配分について協議し、支援義援金とともに、被災した獣医療関係者に対する本会資金から救援見舞金の拠出を決定し、各地方獣医師会からの会員の被災状況及び動物救護活動の調査報告に基づき、6月に第1次配分として支援義援金57,200,000円と救援見舞金10,000,000円（支援義援金対象外。以下同じ。）を、さらに9月に第2次配分として支援義援金16,600,000円と救援見舞金3,068,000円を拠出（表2, 3）。

### 2 診療獣医師等に対する就業支援

4月25日、災害救助法適用地域において、被災して診療業務を断念せざるを得ず、地元地方獣医師会管外の動物診療施設への就業を希望する獣医師または動物看護職の方について関係地方獣医師会の協力・支援の下で日本獣医師会が就業受入れの調整等を実施。

### 3 被災動物救護活動

本会では、3月18日、被災地の県市当局と連携調整の上、自治体運営の動物愛護管理センターでの保護預かりを優先しつつ、会員動物病院での保護預かり対応を実施。以降、地元地方獣医師会と自治体・関係機関・団体により設置された動物救援本部等の支援等に取り組み、次の取り組みを継続実施（図）。

#### (1) 医薬品、器具器材、マイクロチップの提供

3月18日、社団法人日本動物用医薬品協会等に対し、被災動物救援活動に要する医薬品、器具器材等の提供支援を依頼し、その後、同協会からの支援物資を被災地の各地方獣医師会及び緊急災害時動物救援本部に分配発送。

4月13日、国内マイクロチップ取扱各社に対し、被災動物の個体識別・所有者明示措置のためのマイクロチップ提供支援を要請。4月28日、動物救護活動の円滑な推進を図るため、関係自治体及び地方獣医師会において保護・一時預かりしている被災動物に対するマイクロチップによる個体識別措置について、関係企業の協力を得ながら、使用するマイクロチップ提供及びマイクロチップを措置した被災動物に係る個体情報のデータベース登録等に関する支援対策を実施。

#### (2) 原発事故避難区域飼育動物の救護

5月10日、農林水産省消費・安全局動物衛生課長と山根会長他により警戒区域20km圏内の家畜の処置についての対応を協議。

5月12日、環境省自然環境局総務課動物愛護管理室長と山根会長他により、警戒区域20km圏内の家庭動物（犬・猫）の救護の対応を協議。

5月16日、環境省自然環境局長からの要請に応じ、警戒区域20km圏内への住民の一時立ち入りに伴い実施する家庭動物（犬・猫）の保護活動に係る人材の確保について地方獣医師会に協力を依頼。

表1 支援義援金の受付状況（内訳）

区分	件数	金額
地方獣医師会 （支部・部会等を含む）	40件	63,176,872円
動物関連産業界（企業等）	38件	22,257,789円
動物関係団体・大学等教育機関 などの関係機関	17件	4,413,826円
動物病院（動物診療施設）	144件	10,627,191円
個人・その他 （匿名の個人・団体等を含む）	617件	24,449,797円
海外 （外国獣医師会・海外団体個人）	20件	6,510,857円
合計	876件	131,436,332円
		平成23年8月31日現在

表2 「東北関東大震災動物救護活動等支援義援金」の拠出状況

項目	件数	金額
1 被災動物救護活動支援		
(1) 被災地域動物救護活動支援	8 県市	21,000,000円
(2) 被災地以外の地域における動物救護活動支援 (被災動物の一時預かり等)	15都道 県市	10,800,000円
2 地域獣医療復旧活動支援		
(1) 損壊した動物診療施設の復旧支援	57件	42,000,000円
合計		73,800,000円

平成23年9月9日現在

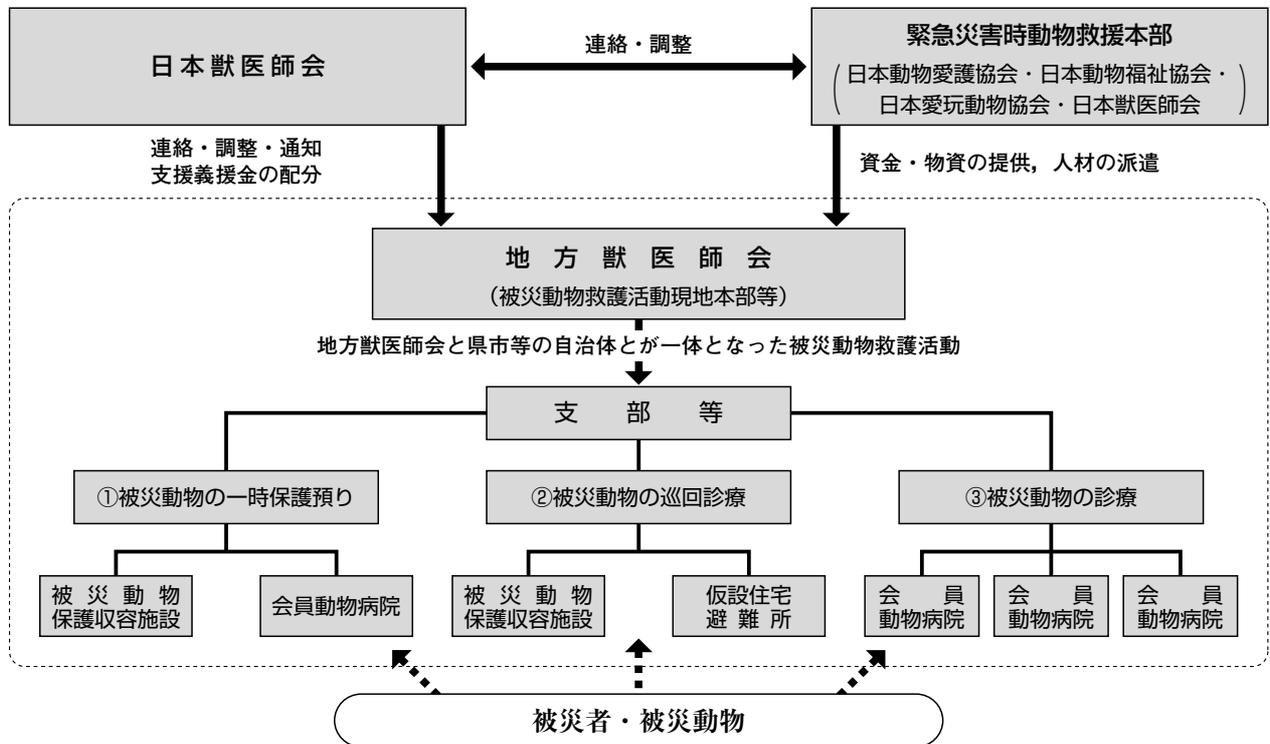
表3 日本獣医師会資金からの救援見舞金の拠出状況

項目	件数	金額
1 被災会員獣医師救援見舞金 (被災獣医師の自宅再建支援等)	58件	9,700,000円
2 被災地域地方獣医師事務局機能復旧等救援見舞金 (被災地方獣医師会事務局の施設・設備復旧及び被災地方獣医師会職員的生活環境復旧支援等)	8 地方 獣医師会	2,900,000円
3 会費の減免補てん見舞金	2 地方 獣医師会	468,000円
合計		13,068,000円

平成23年9月9日現在

別 図

### 東日本大震災に係る被災動物救護活動の概念図



#### (3) 緊急災害時動物救援本部

本会が参画する本部では、3月14日の平成22年度第1回以降、逐次、会議を開催し、本会役員出席の下、義援金募集口座の開設による資金援助、支援物資の調達及び被災地への輸送の実施の他、福島原発被災動物救出を機能的に行うため動物救援本部長指揮下に特別編成チームを設置し、福島原発を中心とする半径20km圏内から救出された動物について、国（環境省）及び福島県並びに福島県獣医師会等との連携の下で、福島県が設置した動物救護施設に搬送する等の救護活動を実施。

#### (4) 地方獣医師会による活動

被災地を活動の区域とする地方獣医師会に加え、被災地域と隣接する区域を活動の区域とする地方獣医師会においては、地方獣医師会と自治体・関係機関・団体との連携による動物救援本部の設置による動物救護活動を、また、多くの地方獣医師会において、地方獣医師会による被災動物の救護活動の取り組みを実施。

#### 4 要請活動等

3月29日、民主党、自由民主党及び公明党の各党に

「大震災被災動物の救護と獣医療復旧に向けた支援対策」、また、4月1日、「原発事故避難区域飼育動物の救護対策」を要請（別紙1, 2）。

3月30日他、公明党動物愛護管理推進委員会に本会役職員が出席し、大震災被災動物の救護と獣医療復旧に向けた支援対策について要望・説明。

## 5 現地視察・派遣

4月11日他、山根会長が、被災地、動物救護活動現地を視察し、地方獣医師会事務局激励と現地災害対策本部で救護活動に当たる獣医師等地方会関係者、被災自治体及び避難所において家庭動物と同行避難している被災者

から意見聴取等の対応。

その他、本会職員を支援物資の荷捌き対応等のため緊急災害時動物救援本部支援物資集荷所に派遣。

## 6 広報活動

3月17日、日本獣医師会会長メッセージ「全ての獣医師そして関係者の皆様へ—東北関東大震災被災からの復興を期して—」を公表（ホームページ及び日本獣医師会雑誌（第64巻第4号）に掲載）。

4月1日、原発事故に起因する放射性物質の動物への影響等に関する専門家による見解を本会ホームページに掲載。

### 【別紙1】

平成23年3月29日

民主 党  
政策調査会会長代理  
獣医師問題議員連盟会長 城島光力様  
自由民主党  
組織対策本部長 森 英介様  
団体総局長 今村雅弘様  
公明 党  
環境部会動物愛護管理推進委員会  
委員長 高木美智代様

社団法人 日本獣医師会  
会長 山根義久

### 大震災被災動物の救護と獣医療復旧に向けた 支援対策（要望）

阪神淡路大震災その他の震災被害を見ても明らかな通り、緊急災害時にはライフラインの復旧など被災者の応急生活の確保とともに課題となるのが被災者の飼育していた動物（イヌ・ネコなどの家庭動物や牛・豚などの家畜）の救護の問題があります。

今回の大震災に際し岩手県、宮城県、福島県下において飼育されていた動物のうち、被災を受けられた方が飼育していた動物（被災動物）はイヌ・ネコだけでも死亡・行方不明を含め4万頭程度（被災県下飼育頭数の4%程度）に及ぶと推定されるところです。

これらの被災動物については、現在、被災地の獣医師会が地元自治体と連携の上、現地動物救援対策本部を立ち上げ動物愛護関係団体や各地からのボランティアの協力により、一時保護預かり、保健衛生

確保のための診療の提供などの救護活動を開始されたところですが、一方で、被災地においては診療施設の倒壊、流失、医薬品等の不足などにより診療の提供をはじめ動物の救護活動には難渋を極めております。

については、被災現地の動物救護活動と獣医療復旧に向けた取り組みに対し次により支援の対策を講じられるようお願いいたします。

記

### 1 動物救護活動に対する支援

動物救護については、動物愛護管理法に基づく動物の愛護管理施策の一環としてとらえ、被災地自治体主導による動物救護活動の展開を図るとともに、被災動物の救護活動の取り組みについて、現地元の動物救護対策本部（獣医師会）に対する活動資金の提供の他、次の支援措置を講じられたいこと。

- (1) 地元動物救護対策本部（獣医師会）に対する救護用資材（動物用医薬品・医療用具、飼料、飼育管理用具など）の供給
- (2) 被災地からの避難者が帯同する被災動物について、避難者を受け入れる都道府県など自治体営の動物愛護管理センターにおける積極的な保護預かりの実施
- (3) 被災者が居住することとなる仮設住宅をはじめ被災者の救護施設における条件付きの動物飼育の許可及び保護預かり施設の設置

### 2 獣医療（動物診療）復旧に対する支援

被災地における獣医療提供の確保については、獣医療法に基づく獣医療提供体制整備施策の一環としてとらえ、被災地における獣医療復旧に向けた取り組みに対し次の支援措置を講じられたいこと。

- (1) 被災地における応急の巡回診療提供体制確保の

ため、被災地獣医師会（獣医師会支部、農業共済団体診療施設など）に対する動物用医薬品・医療用具、その他診療用車両などの往診用診療器具・器材の供給

(2) 被災した動物診療施設復旧のための被災獣医師に対する再建資金の提供

## 【別紙2】

平成23年4月1日

民主 党

政策調査会会長代理

獣医師問題議員連盟会長 城島光力 様

自由民主党

組織対策本部長 森 英介 様

団体総局長 今村雅弘 様

公明 党

環境部会動物愛護管理推進委員会

委員長 高木美智代 様

社団法人 日本獣医師会

会 長 山根義久

### 原発事故避難区域飼育動物の救護対策（要望）

今回の大震災による被災動物救護につきましては、現在、被災地の獣医師会が地元県・市などの自治体と連携の上、現地動物救援対策本部を立ち上げ動物愛護関係団体や各地のボランティアの協力により、一時保護預かり、保健衛生確保のための診療の提供などの救護活動を開始したところです。

これら震災被災動物の救護活動に対する活動資金の提供をはじめ、救護用資材（動物用医薬品・医療

用具、飼料、飼育管理用具など）の供給についての支援につきましては、先に平成23年3月29日付けをもって要請したところですが、一方、福島第一原子力発電所事故に起因する放射性物質汚染により、原発事故発生現地において飼育されている動物及び現地から避難した方が帯同する動物についての放射線被曝の問題が生じ、これら動物に対する救護活動の停滞が懸念される場所があります。

特に立ち入り制限・避難区域（避難指示・屋内退避指示）において飼育者に遺棄された飼育管理の行き届かない被災動物については、強度の衰弱のほか、餓死することすら懸念される場所です。

つきましては、避難区域において飼育され放射線被曝が懸念される被災動物の救護に関し、下記事項について、事態が事態だけに政府自らが取り組まれることについてご指導頂きたいお願い申し上げます。

### 記

原発事故避難区域において飼育され放射線被曝のおそれのある被災動物の救護については、行政当局において現地における放射線汚染状況を踏まえた救護活動取り組みに対する判断を逐次、提示頂くとともに、救護者の放射線被曝防止及び被災動物の受け入れに当たっての除染の処置、動物福祉の観点からの安楽致死処置の適用を含めた救護ガイドラインの提示、更に救護活動については放射線防御の万全をつくしたうえで、専門知識を有するによる実施を求め、万一の放射線被曝については万全を期すること。